

新宿区契約における暴力団等排除措置要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等の契約 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品の購入、賃貸借、業務委託、役務の提供、財産の買入れ、売払い及び貸付その他新宿区（以下「区」という。）が発注する全ての契約をいう。
- (2) 入札参加資格者 工事等の契約に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の5に基づく一般競争入札の参加資格並びに同令第167条の11に基づく指名競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団等 暴対法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等をいう。
- (5) 下請負人等 工事等の契約について、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料等の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の受託者（順次にされる工事の委任又は請負、物品の購入その他の契約及び業務委託の委任又は請負の受託者を含む。）をいう。

(警視庁への意見聴取)

第3条 区長は、入札参加資格者（下請負人等を含む。）である個人又は法人の役員若しくは使用人（以下「個人等」という。）が別表の左欄に掲げる措置要件に該当すると思料される情報を入手したときは、第17条の新宿区契約における暴力団等排除対策委員会の審議を経て、警視庁に対し、意見聴取をすることができる。

(警視庁からの情報提供)

第4条 区長は、前条の規定による意見聴取に基づくものでなくても、警視庁から入札参加資格者である個人等が別表の左欄に掲げる措置要件に該当すると認めた旨の情報の提供があったときは、これを受けるものとする。

(警視庁との合意書の締結)

第5条 区長は、区が締結する工事等の契約から暴力団等を排除する措置の正確性を期すため、警視庁との間で、新宿区が発注する契約からの暴力団等排除措置に関する合意書を締結するものとする。

(入札参加除外措置)

第6条 区長は、入札参加資格者である個人等が別表の左欄に掲げる措置要件に該当すると警視庁が認定したときは、それぞれ同表の右欄に定める期間において、当該入札参加資格者を工事等の契約から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

- 2 区長は、前項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、遅滞なく、当該入札参加除外措置を受けた入札参加資格者（以下「入札参加除外者」という。）に対して、入札参加除外措置通知書（第1号様式）により通知するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、当該入札参加除外者の商号又は名称、入札参加除外措置の理由及び期間を公表するものとする。

(入札参加除外措置の解除)

第7条 区長は、入札参加除外措置の期間が経過し、かつ、当該入札参加除外者から当該入札参加除外措置の解除の申請があり、当該入札参加除外者が別表の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められないときは、第17条の新宿区契約における暴力団等排除対策委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除するものとする。

- 2 前項の申請は、入札参加除外措置解除申請書（第2号様式）を区長に提出することにより行うものとする。
- 3 区長は、第1項の申請を行った入札参加除外者に対して、当該入札参加除外措置の原因となった事実が解消した旨の報告書、将来にわたり別表の左欄に掲げる措置要件に該当する行為等をしていない旨の誓約書その他の必要な書面の提出を求めることができる。
- 4 区長は、第1項の規定により入札参加除外措置の解除を行ったときは、当該入札参加除外者であった者に対して、入札参加除外措置解除通知書（第3号様式）により通知するものとする。
- 5 区長は、第1項の規定により入札参加除外措置の解除を行ったときは、その旨を公表するものとする。
- 6 区長は、第1項の申請を受けた場合において、入札参加除外措置の解除を行わないときは、当該入札参加除外者に対して、入札参加除外措置継続通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(勧告措置等)

第8条 区長は、第6条第1項の規定に基づく入札参加除外措置を行わない場合において、警視庁の意見及びこの要綱の趣旨に照らし必要があると認める場合は、第17条の新宿区契約における暴力団等排除対策委員会の審議を経て、当該入札参加資格者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告又は注意喚起することができる。

2 区長は、前項の規定による勧告を行うときは、当該入札参加資格者に対し、暴力団等排除措置に関する勧告書（第5号様式）により通知するものとする。

（入札参加資格者の審査における排除）

第9条 区長は、入札参加資格者に係る参加資格の審査に当たり、入札参加除外者の参加資格を認めないものとする。

（一般競争入札からの排除）

第10条 区長は、工事等の契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加を認めないものとする。

2 区長は、入札参加を認めた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加を取り消し、又は契約を締結しないものとする。

3 区長は、前項の規定により入札参加を取り消し、又は契約を締結しないものとしたときは、当該入札参加除外者に対して、その旨を入札参加除外措置通知書により通知する。

（指名競争入札からの排除）

第11条 区長は、工事等の契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名しないものとする。

2 区長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名を取り消し、又は契約を締結しないものとする。

3 区長は、前項の規定により指名の取り消し、又は契約を締結しないものとしたときは、当該入札参加除外者に対して、その旨を入札参加除外措置通知書により通知する。

（随意契約からの排除）

第12条 区長（新宿区契約事務規則（昭和39年新宿区規則第15号）第3条第1項の規定により事務の委任を受けた工事等の契約にあつては、当該委任を受けた者。次条、第15条及び第16条において同じ。）は、入札参加除外者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（下請負等の禁止等）

第13条 区長は、入札参加除外者が工事等の契約の下請負人等となることを認めないものとする。

- 2 区長は、区が締結している工事等の契約の相手方が入札参加除外者を下請負人等としたときは、当該工事等の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約を解除するよう求めることができる。

(共同企業体等への準用)

第 14 条 第 6 条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体及び事業協同組合について準用する。

(契約の解除)

第 15 条 区長は、工事等の契約の相手方が入札参加除外措置を受けたときは、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

(不当介入等に関する措置)

第 16 条 区長は、工事等の契約の相手方が当該契約の履行に当たって工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに報告を求めるとともに、警察署への届出を行うよう指導するものとする。

- 2 区長は、工事等の契約の相手方が直接に、又は間接に指揮、監督等を行うべき下請負人等が不当介入等を受けたときは、当該契約の相手方が当該下請負人等に対し報告を求め、警察署へ届け出るよう指導するよう求めるものとする。
- 3 区長は、工事等の契約の相手方又は下請負人等が不当介入等を受け、当該契約の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、当該契約の相手方が前 2 項の規定による措置を適切に行ったと認める場合に限り、当該工事等の契約について、工程の調整、履行期限の延長等の必要な措置を講ずることができる。

(新宿区契約における暴力団等排除対策委員会)

第 17 条 工事等の契約から暴力団等の介入を排除するために必要な事項について審議するため、新宿区契約における暴力団等排除対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

- 2 対策委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 暴力団等排除に関する制度運用に関すること。
 - (2) 第 3 条の規定による警視庁への意見聴取に関すること。
 - (3) 第 7 条の規定による入札参加除外措置の解除等に関すること。
 - (4) 第 8 条の規定による勧告又は注意喚起に関すること。
 - (5) 第 12 条ただし書きの規定により随意契約を行うとき。
 - (6) 前 5 号に定めるもののほか、工事等の契約から暴力団等の介入を排除するために必要な事項

- 3 対策委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 区長室長
 - (2) 総務部長
 - (3) 福祉部長
 - (4) みどり土木部長
 - (5) 都市計画部長
 - (6) 教育委員会事務局次長
 - (7) 区長室副参事（安全・安心対策担当）
 - (8) 総務部契約管財課長
- 8 委員長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する委員以外の者（職層名が主事である者を除く。）を臨時に委員とすることができる。
- 9 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 10 対策委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

（関係機関との連携等）

第 18 条 区長は、この要綱の運用に当たっては、警視庁等の関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

（補則）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第3条・第4条・第6条・第7条）

措置要件	期 間
<p>1 （暴力団員等が経営関与） 暴力団員等である場合又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から24か月（措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。以下同じ。）</p>
<p>2 （暴力団等の利用） 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団等を利用したと認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から24か月</p>
<p>3 （暴力団等への利益供与） いかなる名義をもってするかを問わず暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与したと認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から12か月</p>
<p>4 （暴力団等との親交） 暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から12か月</p>
<p>5 （暴力団等との下請契約等） 下請負人等が前各号までの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から12か月</p>
<p>6 （再度の勧告） 入札参加資格者が第8条に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。</p>	<p>再度勧告措置を行った日から12か月</p>

第1号様式（第6条・第10条・第11条関係）

第 号
年 月 日

様

新宿区長

入札参加除外措置通知書

新宿区契約における暴力団等排除措置要綱第6条第1項の規定により、入札参加除外措置を下記のとおり行うこととしたので、通知します。

記

1 入札参加除外措置期間

年 月 日から 年 月 日

ただし、新宿区契約における暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定に基づき除外措置が解除されるまで継続する。

2 入札参加除外措置を行う理由

新宿区契約における暴力団等排除措置要綱別表第 号に該当すると認められるため。

3 入札参加除外措置等の内容

- (1) 本区で実施する競争入札への参加
- (2) 本区との契約締結
- (3) 本区が発注する契約の下請負先等になること。
- (4) 既に契約済みであるときは、契約を解除する。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

新宿区長 宛て

所在地

商号又は名称

代表者（代理人）氏名

印

入札参加除外措置解除申請書

当社は 年 月 日付け 第 号にて入札参加除外措置を受けていますが、現在、暴力団等との関係を有しておらず、新宿区契約における暴力団等排除措置要綱別表各号のいずれにも該当していません。

よって、新宿区契約における暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり、入札参加除外措置の解除を申請します。

（添付書類）

入札参加除外措置の原因となった事実が解消した旨の報告書

将来にわたり入札参加除外措置の対象となる行為をしない旨の誓約書

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

新宿区長

入札参加除外措置解除通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加除外措置の解除について、新宿区契約における暴力団等排除措置要綱第7条第4項の規定により、当該措置を下記のとおり解除することとしたので、通知します。

記

※ 入札参加除外措置を解除する日 年 月 日

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

新宿区長

入札参加除外措置継続通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加除外措置の解除については、入札参加除外措置の原因となった事実の解消が確認できませんでしたので、下記のとおり入札参加除外措置を継続するので通知します。

記

※ 入札参加除外措置を継続する理由

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

新宿区長

暴力団等排除措置に関する勧告書

貴社は、新宿区契約における暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる行為があると認められます。今回は入札参加除外措置は行いませんが、同要綱第8条第1項の規定により、勧告します。

記

※ 勧告理由

新宿区が発注する契約からの暴力団排除に関する合意書（案）

新宿区が発注する工事等の契約から暴力団の介入を排除するため、新宿区総務部長（以下「甲」という。）と警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長（以下「乙」という。）は、相互の連絡体制の確立に関し、下記のとおり合意する。

記

（定義）

第1条 この合意書に定める用語の意義は、新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 年 月 日 23 新総契第 号。以下「要綱」という。）に定めるところによる。

（意見聴取）

第2条 甲は、入札参加資格者が、要綱別表各号に該当するか否かについて、乙に対し、別記様式1により意見聴取することができる。

（意見陳述）

第3条 乙は、前条による意見聴取を受けたときは、要綱別表各号に該当するか否かについて、甲に対し、原則として意見聴取の日から1か月以内に別記様式2により意見陳述するものとする。ただし、意見聴取に対して該当の事由がない場合は、口頭にて意見を述べることができる。

2 乙は、意見聴取がない場合においても、入札参加資格者が要綱別表各号に該当すると認める事実を確認したときは、甲に対し、別記様式3により意見陳述することができる。

（排除要請）

第4条 乙は、要綱別表各号に該当すると認める意見陳述を行うときは、当該意見陳述をもって、甲に対する工事等の契約からの排除要請とする。ただし、知情性が不明の場合を除く。

（入札参加除外措置等結果の通知）

第5条 甲は、要綱に基づき入札参加除外措置又は、勧告措置を行った場合は、乙に対して別記様式4により通知するものとする。入札参加除外措置、勧告措置を行わなかった場合も同様とする。ただし、意見聴取に対して該当の事由がない場合を除く。

（相互協力）

第6条 工事等の契約からの暴力団排除の実施については、甲及び乙は、この合意書に定めるもののほか、相互に協力し、積極的な対応を図るものとする。

（情報の管理）

第7条 甲は、第3条の規定に基づき収集した個人情報については、新宿区個人情報保護条例（平成17年新宿区条例第5号）に基づき、その適正な管理に細心の配慮を行うとともに、区が発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する目的以外に使用しないものとする。

2 乙は、第2条及び第5条の規定に基づき収集した個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に基づき、その適正な管理に細心の配慮を行うとともに、区が締結する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する目的以外に使用しないものとする。

（その他）

第8条 この合意書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この合意書は、平成 年 月 日から効力を発する。
- 2 この合意を証するため、本書2通を作成し、当事者各1通保有するものとする。

平成 年 月 日

新宿区総務部長

警視庁組織犯罪対策部
組織犯罪対策第三課長

別記様式1

第 号
年 月 日

警視庁組織犯罪対策部
組織犯罪対策第三課長 殿

新宿区総務部長

新宿区が行う契約からの暴力団排除に伴う情報提供依頼について

新宿区が発注する契約からの暴力団排除に関する合意書第2条に基づき、下記対象者の暴力団該当性についての意見を聴取します。

記

1 対象者

2 理由

担当者
電話

別記様式 2

第 号
年 月 日

新宿区総務部長 殿

警視庁組織犯罪対策部
組織犯罪対策第三課長

新宿区の契約からの暴力団排除に伴う意見について

年 月 日付け 第 号により意見を求められた件につき、暴力団該当性について、下記のとおり意見を述べます。

記

別記様式 3

第 号
年 月 日

新宿区総務部長 殿

警視庁組織犯罪対策部
組織犯罪対策第三課長

新宿区の契約からの暴力団排除に伴う意見について

新宿区の契約からの暴力団排除に関し、下記対象者について暴力団該当性が認められることから、下記のとおり意見を述べます。

記

1 対象者

2 要綱該当条項

新宿区契約における暴力団等排除措置要綱別表第 号

3 該当する理由

別記様式 4

第 号
年 月 日

警視庁組織犯罪対策部
組織犯罪対策第三課長 殿

新宿区総務部長

新宿区の契約からの暴力団排除に伴う情報提供後の対応結果について

年 月 日付けで組織犯罪対策第三課から得た意見陳述に係るものにつ
いては下記のとおり対応したことを通知します。

記

1 対象者

2 対応結果（入札参加除外を行わなかった場合は、その理由）

暴力団等排除に関する特約条項（案）

（契約の解除について）

- 第1条 甲は、乙が新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 年 月 日 新総契契第 号 以下「要綱」という。）第6条第1項に基づく入札参加除外措置（以下「入札参加除外措置」という。）を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 前項の規定によって契約を解除したとき、保証金は甲に帰属する。保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の10分の1に充たないときは、乙は相当額又は不足額を納付するものとする。この場合において、契約に一部の履行があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。
- 4 乙は、この契約の履行にあたり入札参加除外措置を受けている者にこの契約の下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ）又は委託を行ってはならない。また、乙はこの契約の下請負もしくは受託させた者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、甲は乙に対し、下請負人等との契約の解除を求めることができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。
- 5 前項の規定により下請負人等との契約の解除を甲が求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否した場合には、甲は乙に指名停止措置を行うことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。
- 7 乙が、第1項の入札参加除外措置を受けた場合は、要綱第6条第3項の規定に基づき商号又は名称、理由、排除期間の公表を行うものとする。また、要綱別表の措置要件に該当する疑義が乙に生じたとき甲が認めた場合は、甲が乙に関する情報を警視庁に対して提供又は照会することについて同意するものとする。

（不当介入に関する通報報告）

- 第2条 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等及びこれに限らず工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに甲への報告及び警察署へ届出を行わなければならない。
- 2 乙は、下請負人等が不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに乙への報告及び警察署へ届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに甲への報告を行わなければならない。
- 4 前3項の報告又は届出を怠った場合には、甲は乙に指名停止措置を行うことができる。

新宿区契約における暴力団等排除措置要綱 別表（第3条・第4条・第6条・第7条）

措置要件	期 間
<p>1 （暴力団員等が経営関与） 暴力団員等である場合又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から24か月（措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。以下同じ。）</p>
<p>2 （暴力団等の利用） 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団等を利用したと認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から24か月</p>
<p>3 （暴力団等への利益供与） いかなる名義をもってするかを問わず暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与したと認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から12か月</p>
<p>4 （暴力団等との親交） 暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から12か月</p>
<p>5 （暴力団等との下請契約等） 下請負人等が前各号までの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から12か月</p>
<p>6 （再度の勧告） 入札参加資格者が第8条に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。</p>	<p>再度勧告措置を行った日から12か月</p>